

秋田地方最低賃金審議会

令和5年度第2回 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和5年10月4日(水) 14:58~16:55

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額の提示がなされた。

<労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

電機産業は秋田県の経済の重要な役割を担っているが、一方で、他の特定最賃と比較し一番低い実態にあるため、電機産業を維持していくうえで優秀な人材確保の観点から、地賃及び特定最賃の底上げにより、他県への人材流出を改善していく必要がある。また、損なわれた地賃に対する優位性の回復も必要であり、令和7年までの3年で1,108円を目指すこととし年73円程度の引き上げを行いところであるが、協定限度額の上限である50円を引き上げ、時間額941円を提示する。

<使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

秋田県最低賃金は過去にない大幅な引き上げとなったが、経済全体の動きとは無関係な極端な上昇に驚きを隠せない。世界的な電子部品の需要減により売り上げは伸びない中、コストは増加している。秋田県の電子部品・デバイス等製造業小規模事業所においては、労働力獲得の観点から一定の最低賃金上昇はやむを得ないが、昨年をさらに上回る増額を強いることは事業継続の観点から困難であると考え。従って、引き上げ額30円、時間額921円を提示する。

- (3) 金額審議は、個別協議（公労会議、公使会議）を行ったが、合意には至らず次回継続審議とした。
- (4) 事務局から次回第3回専門部会を10月10日（火）15時から開催する旨説明がなされた。